

十日町市建設工事共同企業体運用基準

平成 17 年 4 月 1 日

訓令第 50 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 特定共同企業体（第 4 条—第 10 条）
- 第 3 章 経常共同企業体（第 11 条—第 14 条）
- 第 4 章 雑則（第 15 条—第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、十日町市建設工事入札参加資格審査規程（平成 17 年十日町市告示第 10 号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、十日町市が発注する工事（以下「市工事」という。）における共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（共同企業体の種類）

第 2 条 この訓令に定める共同企業体の種類は、規程第 14 条に定める特定共同企業体及び経常共同企業体とする。

（共同企業体活用上の原則）

第 3 条 共同企業体の活用は、次に掲げる原則を踏まえ、適正に行うものとする。

- (1) 単体発注の原則 市工事の発注は、単体企業への発注を原則とする。
- (2) 共同企業体の活用の限定の原則 共同企業体は、工事の種類、規模等に照らし、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できる場合その他施工に当たり必要と認められる場合に限り活用することを原則とする。
- (3) 等級別発注の原則 共同企業体を活用する場合においても、規程第 13 条の規定による発注標準の適正な運用を図るものとする。

第 2 章 特定共同企業体

（対象工事）

第 4 条 特定共同企業体の発注に付すべき工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事のうちから市長が指定したものとする。

- (1) 技術的難度の高い工事で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 全体工事がおおむね 3 億円以上の土木工事
 - イ 全体工事がおおむね 3 億円以上の建築工事
 - ウ 全体工事がおおむね 1 億 5 千万円以上の舗装工事
 - エ 全体工事がおおむね 1 億 5 千万円以上の設備工事
- (2) 前号に定めるもののほか、研究開発型工事、実験型工事その他特殊技術を要する工事で、特定共同企業体による施工が必要と認められる工事

（対象工事における混合指名等）

第 5 条 対象工事の入札においては、原則として単体企業を指名又は入札参加者の資格要件としないものとする。

(対象工事の指定及び適格業者の要件の決定)

第6条 対象工事の指定及び特定共同企業体の構成員に適する者（以下「適格業者」という。）の要件は、十日町市建設工事指名審査委員会（以下「審査会」という。）の審査を経て決定する。

- 2 工事施工担当課等の長（以下「主管課長」という。）は、対象工事を発注する場合は、あらかじめ特定共同企業体対象工事指定内申書（様式第1号）を財政課長に提出するものとする。
- 3 財政課長は、前項の規定により主管課長から内申された工事を、対象工事に指定することが適当と認められる場合は、特定共同企業体対象工事指定及び結成要件設定表（様式第2号）を審査会に付議するものとする。
- 4 財政課長は、前項に定めるもののほか、第10条の規定による入札参加資格申請を行った特定共同企業体の数が少なく、適正な競争が確保されないと認めるときは、様式第3号により適格業者の要件の変更その他必要な事項を審査会に付議するものとする。
- 5 適格業者の要件は、次のとおりとする。
 - (1) 対象工事に対応する建設工事の種類ごとの格付の最上位の等級に格付された業者（等級の格付がされていない建設工事の種類にあつては、資格審査結果数値の高位の業者。以下「最上位等級に格付された業者」という。）であること。
 - (2) 対象工事の規模、技術的難度、施工条件等により、その都度必要に応じて定める建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による建設業の許可の種類、格付総合数値又は経営事項に関する審査結果の総合数値、施工実績、営業所の所在地その他の条件を満たすものであること。
- 6 前項第1号の規定にかかわらず、対象工事の性格等に照らし、審査会が特に認める場合は、最上位等級に格付された業者のほかに、最上位等級の直近下位の等級（以下「第2位等級」という。）に格付された業者を適格者の要件とすることができる。

(公告)

第7条 財政課長は、前条第1項の規定により対象工事が決定されたときは、工事内容、適格業者の要件、公募期間その他必要な事項を公告するものとする。

(特定共同企業体の結成)

第8条 特定共同企業体は、構成員が自主的に結成するものとする。

(特定共同企業体の資格要件)

第9条 特定共同企業体は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 構成員が最上位等級に格付された業者又は第2位等級に格付された業者であること。
- (2) 構成員の数が3人以内であること。
- (3) 構成員の出資比率は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 代表者の出資比率が構成員のうちで最大であること。
 - イ 出資比率が最小の構成員の出資比率は、次に掲げる場合による区分に応じ、それぞれに定める比率以上であること。
 - (ア) 構成員の数が2者の場合 30%
 - (イ) 構成員の数が3者の場合 20%

- (4) 代表者は、施工能力等に照らし、円滑な共同施工を確保する上で中心的な役割を担うことができる者とし、構成員の等級が異なる場合は、構成員中で最上位の等級の者であること。
- (5) 構成員が当該工事について、他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。
- (6) 対象工事について、その種類に対応し、法に定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

(特定共同企業体の資格申請)

第10条 資格審査を受けようとする特定共同企業体は、第7条の規定による公告のあった日（掲示による公告の場合は、掲示を開始した日）から起算して7日以内（別に期間を定める場合は、当該定める期間）に規程第17条第1項の規定により特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

第3章 経常共同企業体

(経常共同企業体の資格要件)

第11条 経常共同企業体は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。

- (1) 構成員が、規程第6条第1項又は第8条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 構成員が、入札に参加しようとする業種（以下「登録業種」という。）について、法第3条の規定による建設業の許可を得てから3年以上の営業実績のある者又は当該許可を得てからの営業実績が3年未満の者で相当の施工実績を有し、円滑かつ確実な共同施工が確保できると認められるものであること。
- (3) 構成員の登録業種における元請実績（官公庁及び民間における直近2年度分の平均年間元請完工工事高をいう。）及び法第7条第2号ハに該当する者（以下「国家資格者」という。）の数が、次の表の左欄の工事の種類による区分に応じ、同表に定める基準を満たすものであること。

工 事 の 種 類	基 準	
	元 請 実 績	国 家 資 格 者 数
土木一式工事	5,000万円以上	2人以上
建築一式工事	3,000万円以上	2人以上
管工事、鋼構造物工事及び舗装工事	3,000万円以上	1人以上

- (4) 構成員が、登録業種について他の経常共同企業体の構成員となっていないこと。
- (5) 構成員の数が、3社以内であること。
- (6) 構成員のすべてが、相互に同一又は直近の等級に格付された者であること。
- (7) 出資比率が最小の構成員及び代表者の出資比率は、第9条第3号に規定する基準を満たすこと。
- (8) 対象工事についてその種類に対応し、法の定めるところにより監理技術者又は国家資格を有する主任技術者等を工事現場に配置することができること。

(経常共同企業体の資格申請)

第12条 資格審査を受けようとする経常共同企業体は、規程第17条第1項の規定により経常共同企業体入札参加審査申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(存続期間)

第13条 前条の経常共同企業体は、規程第17条第1項の規定により申請書類を提出した日からその日の属する年度の翌年度の末日までの間は存続しなければならないものとする。ただし、当該申請書類を提出した日において現に入札参加資格者名簿に登載されている場合であって、その有効期間の満了に伴い資格審査を受けようとするときは、この限りでない。

(解散)

第14条 入札参加資格者名簿に登録された経常共同企業体は、前条に規定する期間（当該期間を経過した日において、請け負った工事で未完成のものがあるときは、当該工事が完成する日までの間。次項において同じ。）は、やむを得ない理由がある場合を除き、市長の承認を得なければ解散することができないものとする。

第4章 雑則

(共同企業体に対する通知等)

第15条 市工事に関する監督、請負代金の支払その他契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

(共同企業体からの脱退に関する承認等)

第16条 市工事を受注した共同企業体の構成員は、市長の承認を得なければ、当該工事の途中において共同企業体を脱退することができないものとする。

(共同企業体の構成員の資格申請)

第17条 共同企業体の構成員である者は、単体企業として規程第3条の規定による入札参加資格の審査を申請することができるものとする。

(その他)

第18条 この訓令の規定によることが困難であると審査会が認める共同企業体の取扱いその他の事項は、審査会が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。